一　特定小電力無線局（二、四〇〇MHz以上、二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものであつて周波数ホッピング方式を用いるもの並びに二・四GHz帯及び五・七GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用のものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスを備え付けているものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

［表略］

［二　略］

［3～14　略］

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～三　略］

［16～34　略］

（構内無線局の無線設備）

第四十九条の九　構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ・ロ　略］

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24⑴において同じ。）を使用するものであること（無線電力伝送用に使用する場合にあつては、中心周波数を九一八MHz又は九一九・二MHzとする単位チャネルに限る。）。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用するものであること。

［ニ～ヘ　略］

一　特定小電力無線局（二、四〇〇MHz以上、二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスを備え付けているものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

［表同上］

［二　同上］

［3～14　同上］

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ、第四十九条の三十四第二項第八号において同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［16～34　同上］

（構内無線局の無線設備）

第四十九条の九　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24⑴において同じ。）を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用するものであること。

［ニ～ヘ　同上］